診　断　書　附　票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては，本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。
そこで，診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので，お手数ですが，下記事項にもご回答ください。
なお，新しい成年後見制度においては，精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし，医師のご協力をいただいております。

１　今後，家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合，

□　鑑定を担当できる。（２以下にもご回答ください）
□　鑑定は担当できないが，下記の医師を紹介できる。
　氏　　名：
　所属病院：
　連　絡　先：住所
　　電話番号
□　その他

（以下は，鑑定を担当していただける場合にご回答ください）

２　実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について
（裁判所としては一般的に　５　万円（税，文書料等込）でお願いしております。）
　□　５　万円で担当する。
　□　その他（　　）
(2) 鑑定に要する期間について
（多くの事例で，３０日間前後でご担当いただいております。）
　鑑定には，＿＿＿＿日間必要です。
(3) 最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」の送付について
　□　不要　　□　必要
(4) 鑑定書書式データのフロッピーの送付について
（一太郎，Word の書式を用意してあります。）
　□　不要　　□　必要

３　裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際，窓口となる方をお書きください。
（医師がご多忙の場合，連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります。）

□　医師に直接
□　医師以外
　氏名：　　所属：
　電話：　　（　　）
　郵便送付先：
　＊連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

＊なお，正式な鑑定依頼は，申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に，改めて文書にて差し上げます。